

高崎市 2・3号認定子ども保育料基準額

(単位：円)

階層区分	児童の属する世帯の市町村民税額区分		高崎市保育料月額			
			3歳未満児		3歳以上児	
	定	義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B0	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
B1		ひとり親世帯等を除く	0	0	0	0
C0	均等割のみ課税	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
C1		ひとり親世帯等を除く	7,600 (3,800)	7,470 (3,730)	7,600 (3,800)	7,470 (3,730)
C2	24,300円未満	ひとり親世帯等	1,200 (0)	1,170 (0)	0 (0)	0 (0)
C3		ひとり親世帯等を除く	9,940 (4,970)	9,770 (4,880)	9,940 (4,970)	9,770 (4,880)
C4	24,300円以上	ひとり親世帯等	2,310 (0)	2,270 (0)	1,530 (0)	1,500 (0)
C5		ひとり親世帯等を除く	10,370 (5,180)	10,190 (5,090)	10,370 (5,180)	10,190 (5,090)
D1	48,600円以上	ひとり親世帯等	3,860 (0)	3,790 (0)	2,560 (0)	2,510 (0)
D1		ひとり親世帯等を除く	12,690 (6,330)	12,470 (6,220)	12,660 (6,330)	12,440 (6,220)
D2	51,700円以上	ひとり親世帯等	4,860 (0)	4,770 (0)	3,220 (0)	3,160 (0)
D2		ひとり親世帯等を除く	14,680 (7,240)	14,430 (7,110)	14,490 (7,240)	14,240 (7,110)
D3	58,700円以上	ひとり親世帯等	4,980 (0)	4,890 (0)	3,320 (0)	3,260 (0)
D3		ひとり親世帯等を除く	17,010 (8,310)	16,720 (8,160)	16,630 (8,310)	16,340 (8,160)
D3	77,101円以上	78,000円未満	17,010 (8,310)	16,720 (8,160)	16,630 (8,310)	16,340 (8,160)
D4	78,000円以上	97,000円未満	22,950 (10,250)	22,550 (10,070)	20,500 (10,250)	20,150 (10,070)
D5	97,000円以上	114,500円未満	27,940 (12,470)	27,460 (12,250)	23,150 (11,570)	22,750 (11,370)
D6	114,500円以上	134,100円未満	33,270 (15,130)	32,700 (14,870)	25,810 (12,900)	25,370 (12,680)
D7	134,100円以上	169,000円未満	39,430 (18,210)	38,750 (17,900)	27,350 (13,670)	26,880 (13,430)
D8	169,000円以上	242,400円未満	45,950 (21,470)	45,160 (21,100)	28,380 (14,190)	27,890 (13,940)
D9	242,400円以上	301,000円未満	48,210 (22,600)	47,390 (22,210)	29,400 (14,700)	28,900 (14,450)
D10	301,000円以上	397,000円未満	49,960 (23,480)	49,110 (23,080)	30,430 (15,210)	29,910 (14,950)
D11	397,000円以上		51,280 (24,140)	50,400 (23,720)	33,220 (16,610)	32,650 (16,320)

※平成29年5月時点

(備考)

- (1) 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税により決定します。
- ・保育料算定に必要な税資料が確認できない場合（市民税未申告の場合を含む）は、階層区分D11の保育料となります。
 - ・階層区分 B、C、Dに該当するひとり親世帯等とは、ひとり親家庭、在宅障害児（者）を有する世帯が該当します。
 - ・階層区分の判定における市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。

- (2) 保育料の年齢区分は4月1日現在の年齢により区分します。年度の途中で満3歳に達したとしても、保育料は変わりません。（3歳未満児の年齢区分が適用されます）
- (3) 保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料の▲1.7%、10円未満切捨てとします。
- (4) ご家庭におけるお子さんが小学校就学前の範囲の中で2人以上おり、その範囲内で1人目が下記の対象施設に入所もしくは事業を利用している場合は、2人目の保育料はおよそ半額とします（（ ）内の金額）。
- ＜対象施設および事業＞
保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業
- ※第2子の保育料軽減の特例
- 世帯の所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯等に該当する場合は77,101円未満）かつ、保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合、1人目の年齢に関わらず2人目の保育料は半額になります（（ ）内の金額）。ただし、児童の兄または姉の前年の合計所得が38万円を超える場合は、生計を一にしていると認められないため、第2子の保育料軽減は適用されません。
- (5) 施設を利用しているお子さんがご家庭における第3子以降であり、当該お子さんの属する世帯が子を3人以上扶養している場合には、申請により保育料を無料とします。
- (6) 保育料のほかに、施設設置者が定める必要経費（教材費、送迎費ほか）の徴収がされる場合があります。詳細は直接、施設にお問い合わせください。